

栃木県子ども・子育て審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、栃木県子ども・子育て審議会条例（平成25年栃木県条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、栃木県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 条例第5条第1項の規定により、専門的な事項等を調査審議させるため、審議会に置く部会は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項、第33条第5項及び第33条の15第3項に規定する事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事項 児童処遇部会
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する事項 里親審査部会
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに児童福祉法第35条第6項に規定する事項 幼保連携型認定こども園等審査部会
- (4) 教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る再発防止策の検討に関する事項 教育・保育施設等事故検証部会

2 前項各号に掲げる部会以外の部会の設置及び廃止については、会長が審議会に諮って定める。

3 条例第5条第2項の規定により会長が部会に属すべき委員及び臨時委員を指名する場合には、当該部会の構成員の半数以上が委員となるようにしなければならない。

（部会の専決事項等）

第3条 条例第5条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、前条第1項に掲げる事項に係るものとする。

2 前条第1項各号に掲げる事項に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、その直近に開催される審議会に報告するものとする。

3 第1項に規定するもののほか、会長は、審議会に諮って、必要と認められる事項について、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（会議の開催）

第4条 会長は、災害の発生や感染症の拡大等やむを得ない事由等により会議を開催することが困難なときは、文書その他の方法で各委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

2 部会長は、前項に規定するやむを得ない事由等の他、緊急に部会の議決を得る必要があつて部会を開催するいとまがないときは、持ち回りの審議及び文書その他の方法をもって議決を行うことができる。

（会議の公開）

第5条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）第 7 条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 部会の会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

4 会長又は部会長は、会議又は部会を公開しないときは、その理由を明らかにしておかなければならない。

5 会議を文書その他の方法により開催とした場合には、議決内容等について速やかに公表するものとする。

（関係者からの意見の聴取等）

第 6 条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（議事録の作成）

第 7 条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長又は部会長が指名する 2 人以上の委員又は臨時委員が署名するものとする。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 年 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 年 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 (2021) 年 8 年 日から施行する。

栃木県子ども・子育て審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県子ども・子育て審議会条例（平成25年栃木県条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、栃木県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第5条第1項の規定により、専門的な事項等を調査審議させるため、審議会に置く部会は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項、第33条第5項及び第33条の15第3項に規定する事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事項 児童処遇部会
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する事項 里親審査部会
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに児童福祉法第35条第6項に規定する事項 幼保連携型認定こども園等審査部会
- (4) 教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る再発防止策の検討に関する事項 教育・保育施設等事故検証部会

2 前項各号に掲げる部会以外の部会の設置及び廃止については、会長が審議会に諮って定める。

3 条例第5条第2項の規定により会長が部会に属すべき委員及び臨時委員を指名する場合には、当該部会の構成員の半数以上が委員となるようにしなければならない。

(部会の専決事項等)

第3条 条例第5条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、前条第1項に掲げる事項に係るものとする。

2 前条第1項各号に掲げる事項に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、その直近に開催される審議会に報告するものとする。

3 第1項に規定するもののほか、会長は、審議会に諮って、必要と認められる事項について、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 部会の会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

4 会長又は部会長は、会議又は部会を公開しないときは、その理由を明らかにしておかなければ

ならない。

(持ち回り審議)

第5条 部会長は、緊急に部会の議決を得る必要があつて部会を開催するいとまがないときは、持ち回りの審議をもつて議決を行うことができる。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長又は部会長が指名する2人以上の委員又は臨時委員が署名するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

栃木県子ども・子育て審議会運営要領 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>栃木県子ども・子育て審議会運営要領</p> <p><u>（会議の開催）</u></p> <p>第4条 会長は、災害の発生や感染症の拡大等やむを得ない事由等により会議を開催することが困難なときは、<u>文書その他の方法で各委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。</u></p> <p>2 部会長は、前項に規定するやむを得ない事由等その他、緊急に部会の議決を得る必要があるが<u>あって部会を開催するいとまがないときは、持ち回りの審議及び文書その他の方法をもって議決を行うことができる。</u></p> <p><u>（会議の公開）</u></p> <p>第5条 審議会の会議は、公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。</p> <p>(1) 栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合</p> <p>3 部会の会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。</p> <p>4 会長又は部会長は、会議又は部会を公開しないときは、その理由を明らかにしておかなければならない。</p> <p>5 <u>会議を文書その他の方法により開催とした場合には、議決内容等について速やかに公表するものとする。</u></p>	<p>栃木県子ども・子育て審議会運営要領</p> <p><u>（会議の公開）</u></p> <p>第4条 審議会の会議は、公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。</p> <p>(1) 栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合</p> <p>3 部会の会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。</p> <p>4 会長又は部会長は、会議又は部会を公開しないときは、その理由を明らかにしておかなければならない。</p>

栃木県子ども・子育て審議会運営要領 新旧対照表（案）

<p>(関係者からの意見の聴取等) 第6条 略</p> <p>附 則 この要領は、平成25年10月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年12年19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年10年17日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この要領は、令和3(2021)年8年 日から施行する。</p>	<p>(持ち回り審議) 第5条 部会長は、緊急に部会の議決を得る必要があつて部会を開催するいとまがないときは、持ち回りの審議をもつて議決を行うことができる。</p> <p>(関係者からの意見の聴取等) 第6条 略</p> <p>附 則 この要領は、平成25年10月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年12年19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年10年17日から施行する。</p>
---	--